

第10回 福島県障がい者技能競技大会実施要綱

1. 趣旨

障がい者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を促進し、技能者として自信と誇りをもって社会活動に参加する意識の高揚を図るとともに、広く障がい者に対する社会の理解と認識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的とする。

2. 名称

第10回 福島県障がい者技能競技大会
ーふくしまアビリンピック2011ー

3. 主催

福島県
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
福島障害者職業センター（福島高齢・障害者雇用支援センター）

※ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、組織の改編により平成23年10月1日から法人名が変わる予定です。 【独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構】

4. 後援

厚生労働省福島労働局 福島県教育委員会 福島県職業能力開発協会
独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター
福島県身体障がい者福祉協会 福島県障がい者社会参加推進センター
福島県授産事業振興会 福島民報社 福島民友新聞社 NHK福島放送局
福島テレビ 福島中央テレビ 福島放送 テレビユー福島 ラジオ福島
ふくしまFM 福島リビング新聞社

5. 日程

平成23年11月12日（土） 9時00分～16時00分

6. 会場

独立行政法人雇用・能力開発機構福島センター（ポリテクセンター福島）
福島市三河北町7-14

7. 大会運営

福島県障がい者技能競技大会実行委員会が行う。

8. 競技種目

①	ワード・プロセッサ	(身体・知的・精神障がい者)	10名程度
②	パソコンデータ入力	(知的障がい者)	5名程度
③	縫製	(知的障がい者)	5名程度
④	紙製品再利用	(知的障がい者)	5組程度
⑤	喫茶サービス	(知的・精神障がい者)	15名程度

9 参加資格

次のすべてに該当する方

- (1) 身体障がい者・知的障がい者又は精神障がい者で、平成23年4月1日現在で15歳以上の者。
 - ・身体障がい者は、身体障害者手帳保持者
 - ・知的障がい者は、療育手帳保持者又は児童相談所等の判定機関により知的障がいがあると判定された者
 - ・精神障がい者は、精神保健福祉手帳の交付を受けている者又は統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている者
- (2) 県内居住者又は県内の事業所に勤務する者、もしくは県内の学校に通学する者。ただし、勤務先事業所等の参加承諾が得られる者。
- (3) 競技時間に充分耐えられる健康状態にある者。
 - ・縫製の競技種目については、健常者1人をアドバイザーとして付添いを認める。
 - ・紙製品再利用の競技種目については、知的障がい者1～2人と健常者1人の2～3人を1組単位として参加できる者
- (4) 参加を希望する種目において、過去の福島県障がい者技能競技大会で優秀賞を受賞したことがない者。

10 参加手続き

(1) 申込先等

参加希望者は、別に定める申込書により福島県障がい者技能競技大会事務局に、持参又は郵便により申し込むこと。

福島県障がい者技能競技大会事務局(福島高齢・障害者雇用支援センター 内)
〒960-8034 福島市置賜町1番29号 佐平ビル8階

- (2) 申込期限 平成23年8月26日(金)
郵送する場合は、締切日の消印までを有効とする。

1.1 競技参加者の決定

- (1) 参加選手が2人(紙製品再利用の競技は2組)に満たない種目は競技を行わない。
(2) 参加選手の決定は申し込み受付順とし、定員になり次第締め切ることとする。
(3) 決定された競技参加者は、本人及び事業主又は推薦団体等に通知する。

1.2 競技方法

- (1) 競技課題は、大会に支障ない範囲で事前に公表する
(2) 競技時間は、原則として3時間以内とする
(3) 競技に必要な用具及び補助具は、原則として自己のものを使用することを認める。
(4) 競技結果の評価に当たっては、障がいの程度は考慮しない。

1.3 審査及び表彰等

- (1) 競技参加者については、別に定める審査基準により、種目ごとに賞状及び副賞を贈る。
(2) 競技参加者全員に、参加賞を贈る。

1.4 競技参加経費

参加費は無料とし競技参加者については、所定の規定により交通費を支給する。

1.5 その他

- (1) 大会当日の移動等動作に必要な補装具等は、自己のものを使用する。
(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
(3) 組織の改編により法人名等が変更になる場合は、読み替えて運用することとする。
(4) 大会事務局を、福島高齢・障害者雇用支援センターにおく。

大会についての問い合わせ先

福島県障がい者技能競技大会事務局

福島市置賜町1番29号 佐平ビル8階

(福島高齢・障害者雇用支援センター 内)

電話 024-524-2731 FAX 024-524-2781